

## 年次有給休暇

- 1 会計年度任用職員の年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における休暇として、次の各号に掲げる会計年度任用職員に応じて、それぞれ当該各号に定める日数とする。
  - (1) 一の年度の間継続して任用されている会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1週間の所定勤務日数又は1年間の所定勤務日数及び任用の日から起算した継続勤務期間の区分に応じて別表第1に定める日数
  - (2) 一の年度の間で1年に満たない期間で任用される会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1週間の所定勤務日数又は1年間の所定勤務日数及び任期の区分に応じて別表第2に定める日数
  - (3) 前号の規定による年次有給休暇を付与された後、同一年度内において引き続き任用された会計年度任用職員 当該年次有給休暇を付与された日から引き続き任用された任期の末日までの日数を任期とした場合の別表第2に定める年次有給休暇の日数から既に付与された当該年次有給休暇の日数を減じた日数
- 2 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間の単位とする。
- 3 新たに採用された会計年度任用職員が請求できる年次有給休暇の日数は、任用の日から6月までは、1月当たり1日を限度とする。ただし、常勤の職員又は非常勤の職員であった者が、任用の中断なく会計年度任用職員に任用された場合はこの限りではない。
- 4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を1日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める日数を翌年に繰り越すものとする。この場合において、端数がある場合は、これを切り捨てた日数とする。
  - (1) 年次有給休暇の残日数が、過去1年間に付与された年次有給休暇の日数（以下この項において「年有給休暇付与日数」という。）を超えない場合 年次有給休暇の残日数
  - (2) 年次有給休暇の残日数が、年有給休暇付与日数を超える場合 年有給休暇付与日数

別表第1

1週間の所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	任用の日から起算した継続勤務期間						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

注 1週間の所定勤務日数が4日以下であっても、1週間の勤務時間が30時間以上である場合の1週間の所定勤務日数は5日とみなす。

別表第2

1週間の所定勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の所定勤務日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月以上	10日	7日	5日	3日	1日
	5月以上6月未満	9日	6日	4日	3日	1日
	4月以上5月未満	7日	5日	4日	2日	1日
	3月以上4月未満	6日	4日	3日	2日	1日
	2月以上3月未満	4日	3日	2日	1日	0日
	1月以上2月未満	3日	2日	1日	1日	0日
	1月未満	1日	1日	1日	0日	0日

注 1週間の所定勤務日数が4日以下であっても、1週間の勤務時間が30時間以上である場合の1週間の所定勤務日数は5日とみなす。

**特別休暇** ※本資料は規程からの抜粋を基に作成しているため、別表の番号が連番になっていませんのでご了承ください。

- 1 会計年度任用職員は、別表第4及び別表第5に定める特別休暇を受けることができる。
- 2 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 3 1時間を単位として与えた特別休暇を1日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。
- 4 別表第4に定める休暇は有給の休暇とし、別表第5に定める休暇は無給の休暇とする。
- 5 別表第4第7項、第9項及び第10項並びに別表第5第5項及び第6項に定める特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。

#### 別表第4

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
2 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
3 災害による会計年度任用職員の住居の滅失又は破壊若しくは浸水	1週間を超えない範囲内で必要と認める期間
4 裁判員、職務に関する証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	その都度必要と認められる期間
5 選挙その他公民としての権利の行使及び義務の履行	その都度必要と認められる期間
6 結婚	5日を超えない範囲内で必要と認めた期間（週休日及び休日を除く。）
7 会計年度任用職員であって次のいずれにも該当するものが不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員 (2) 1週間の所定勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の特に必要と認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）
8 産前産後	出産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、出産後8週間以内

9 会計年度任用職員であって7の項(1)及び(2)のいずれにも該当するものの配偶者が出産する場合	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を超えない日までの期間内で3日
10 配偶者が出産する場合で、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員であって7の項(1)及び(2)のいずれにも該当するものが、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に5日
11 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
12 妊娠中又は出産日後1年以内の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次により必要と認める時間 妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 妊娠36週から分娩まで 1週間に1回 出産日後1年まで その間に1回 (医師等の特別な指示があつた場合は、いずれの期間についてもその指示された回数)
13 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母子の健康の保持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内の時間
14 忌引き	別表第7に定める期間内において必要と認める期間
15 夏季休暇	7月から9月までの間の別表第1又は別表第2に定める1週間の所定勤務日数が4日若しくは5日又は1年間の所定勤務日数が169日以上の場合は3日、1週間の所定勤務日数が2日若しくは3日又は1年間の所定勤務日数が121日以上169日未満の場合は2日、これら以外の場合は1日
16 前各項のほか管理者の認める場合	その都度必要と認める期間

## 別表第5

事由	期間
1 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	その都度必要と認める期間
2 会計年度任用職員が妊娠に起因する障害により勤務することが困難な場合	必要と認められる期間
3 会計年度任用職員の生理日	その都度3日を超えない範囲内で必要と認める期間
4 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の時間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）
5 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をすること又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるために付き添うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度に5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
6 要介護者の介護等を行う会計年度任用職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度に5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
7 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病	医師の証明に基づき必要と認める期間
8 負傷又は疾病	10日を超えない範囲内で医師の証明に基づき必要と認める期間
9 要介護者を介護する会計年度任用職員であって次のいずれにも該当するもの	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において、3回を超え

<p>が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 引き続き雇用された期間が1年以上である場合</p> <p>(2) 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる場合（介護休業開始予定日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないことが明らかである場合を除く。）</p> <p>(3) 1週間の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日以上である場合</p>	<p>ず、かつ、通算して93日を超えない範囲内の期間</p>
<p>10 要介護者を介護する会計年度任用職員であって9の項(1)から(3)までのいずれにも該当するものが、当該介護をするため連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>3年の期間内において1日につき2時間（当該パートタイム会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>

別表第7

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

注 葬儀のために遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。